

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年1月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年1月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年1月26日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー川辺店

南九州市川辺町平山3395番地1 外16筆

2 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐輪場 建物敷地北側隔地南側 21台

第2駐輪場 建物北側 12台

イ 変更後 第1駐輪場 建物敷地北側隔地駐車場南西側 21台

第2駐輪場 建物北側 12台

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 廃棄物等保管施設1 建物南西側 8立方メートル

廃棄物等保管施設2 建物南西側 6立方メートル

廃棄物等保管施設3 建物内西側 8立方メートル

廃棄物等保管施設4 建物敷地西側隔地東側 13立方メートル

イ 変更後 廃棄物等保管施設1 建物敷地西側隔地東側 18立方メートル

廃棄物等保管施設2 建物南西側 4立方メートル

廃棄物等保管施設3 建物内西側 3立方メートル

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設2 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 荷さばき施設1 24時間

荷さばき施設2 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1)及び(2) 令和3年9月15日

(2) 2の(3) 令和3年1月15日

4 届出年月日

令和3年1月14日